

第 261 回 大阪海区漁業調整委員会 次第

1 日 時 令和 6 年 9 月 3 日（火曜日）

午後 3 時 00 分から

2 場 所 大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室

3 議 題

- （1）漁業許可の公示
- （2）大阪府漁業調整規則の改正素案
- （3）さかなかご漁業の取扱い
- （4）次期「豊かな海づくりプラン」の策定
- （5）その他

第261回海区委員会
資料 1

大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について(案)

令和6年9月3日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
たこつぼ漁業	4隻	10トン未満	—	動力漁船の性能の基準(※)による	大阪府地先海面	周年	なし
ひきなわ漁業	3隻		—			8月1日から2月15日まで	
あなごかご漁業	3隻		—			周年	
いかかご漁業	1隻		—		第1種共同漁業権区域内	2月15日から6月30日まで	操業区域の漁業権者の同意を得た者

※ 「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

2. 申請すべき期間

公示日から2ヵ月間

大阪府漁業調整規則の一部改正（素案）の概要

1. 改正の概要

- (1) 大阪府漁業調整規則（以下「規則」といいます。）第 45 条に次の 1 項を加えます。

「前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。」

- (2) 規則第 50 条の「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

- (3) 規則第 50 条第 1 項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第 51 条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改めます。

2. 改正の理由

- (1) 漁業法の改正に伴う所要の改正

- ・漁業法（以下、「法」という。）が改正（令和 6 年 7 月 16 日施行）され、法第 52 条に 1 項を加え、水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等が新たに規定されました。
- ・規則の当該改正については、法に規定されている条項ではありますが、一連の手続や規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載するものです。なお、罰則については、規則ではなく法第 195 条第 3 項で規定されています。

- (2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

- ・刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）が令和 4 年 6 月 17 日に公布され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されます。このうち拘禁刑の創設については、規則において手当てが必要となることから、関係条文を改正します。

- (3) 文言の適正化

- ・両罰規定の対象となる規定（規則第 50 条及び第 51 条）について、自然人を対象とすることを明確化します。

3. 改正スケジュール

パブリックコメント	令和6年9月中旬
海区漁業調整委員会及び 内水面漁場管理委員会への諮問	令和6年12月
水産庁協議・庁内手続き	令和7年1月～3月
<u>公布・施行</u>	令和7年4月(予定)(※拘禁刑の創設につ いては、令和7年6月1日施行予定)

【参考】現行の規則（令和5年7月31日改正）及び改正予定内容

（衛星船位測定送信機等の備付け命令）

第四十五条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

第二項として、「前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。」を追加。

「場合には、当該違反行為をした者は、」に変更。

「拘禁刑」に変更。

第六章 罰則

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十三条から第三十八条まで、第四十条第一項又は第四十一条第一項の規定に違反した者

「とき」に変更。

二 第四十一条第三項の規定により付けた条件に違反した者

三 第二十三条第一項、第四十条第二項又は第四十四条第一項の規定に基づく命令に違反した者

「とき」に変更。

第五十一条 第二十五条第一項（第四十二条第八項において準用する場合を含む。）、第三十一条又は第三十九条第一項の規定に違反した者は、科料に処する。

「ときは、当該違反行為をした者」に変更。

さかなかご漁業に関する委員会指示の経緯等について

1 経 緯

平成5年頃から、ガシラ、メバル、アイナメ、タコ等を漁獲対象とした直径2～3メートルの円筒形の「さかなかご」が、大阪府南部から始まり中北部へと広がった。（1辺が2～3メートルの角型のものも使用されていた。）

2 漁業調整上の問題点

- （1）かごが重くウインチ等がないと容易には揚げられないため、他種漁業（主に刺し網、流し網）と交錯した場合に網の破損を招くことになる。
- （2）港内において、一般船舶の航行、繫留の支障となる。
- （3）長期間かごを揚げない漁法のため、定置漁業的な性質を持つ。

3 委員会指示とした当初の理由

「大型のさかなかごは、漁業調整、資源管理の面から規制の対象とすべきであるが、一方で、規制するにあたっては、操業実態、資源に与える影響、規制する漁具の客観的な理論付けが必要であるため、まずは、組合指導、委員会指示を行うのが望ましい」との意見から、当面は委員会からの指示で規制することとなった。

4 委員会指示の内容

さかなかご漁業に係る漁具及び操業場所の制限

5 委員会指示の期間

第1回指示発動 → 平成6年10月1日から平成7年9月30日まで
以後、1年ごとに更新中

6 許可制（自由漁業から許可漁業）の検討

これまでも、何度か許可制に移行すべきとの意見があり、審議されてきた。
令和4年には、全組合に調査を行い、検討した上で、その際も許可制移行は見送られた経緯がある。

※ アナゴやイカを対象とした「かご漁業」は、知事許可漁業であるが、ガシラやメバル等の根付きの魚を対象とした「さかなかご」漁業は自由漁業であるため、使用漁具や操業場所等に制限がない。

(案)

大阪海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、大阪府地先水面における「さかなかご漁業」について、漁業調整のため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究を目的とする場合は、この限りでない。

令和 6 年 9 月〇〇日

（日付は大阪府公報掲載日とします（令和 6 年 9 月 日の予定））

大阪海区漁業調整委員会 会長 今井 一郎

1 指示の種類

さかなかご漁業に係る漁具及び操業場所の制限

2 漁具の制限

さかなかご漁業により、水産動物の採捕を行う者は、かごの長さ、幅、高さ又は直径（五角形以上の多角形においては最大長径）が 1 メートルを超えるものを使用してはならない。

3 操業場所の制限

上記 2 の制限内の漁具であっても、さかなかご漁業により、水産動物の採捕を行う者は、次の各号に掲げる各漁業協同組合沿岸部での操業に限る。

(1) 共同漁業権を有する漁業協同組合の者については、所属漁業協同組合の共同漁業権区域内

(2) (1) 以外の漁業協同組合の者については、隣接する漁業協同組合との合意に基づく場所

4 指示の期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

(案)

大阪海区漁業調整委員会

さかなかご漁業の漁具について

さかなかご漁業の取扱いにつきましては、平成6年から委員会指示を発動し、資源と操業秩序の維持に努めてまいったところであります。今年も昨年に引き続き、別添の大阪海区漁業調整委員会公告第〇号において委員会指示を出しております。

つきましては、この委員会指示を十分ご理解いただき、さかなかご漁業を営む方への周知の徹底に努めてください。

また、委員会指示以外に資源保護や漁業調整の観点から下記の点に留意していただきますようお願いいたします。

■ さかなかごの網目は、10 節以上の大きな目合いの網を使いましょう。

■ かごの数についても、資源保護に配慮した数となるように努めましょう。

■ 操業に当たっては、他業種（特に同じ海域で操業する業種）の操業を妨げないよう、お互いに話し合い、自主調整に努めましょう。

大阪海区漁業調整委員会公告第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、大阪府地先海面における「さかなかご漁業」について、漁業調整のため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究を目的とする場合は、この限りでない。

令和6年9月 日

大阪海区漁業調整委員会
会長 今井 一郎

1 指示の種類

さかなかご漁業に係る漁具及び操業場所の制限

2 漁具の制限

さかなかご漁業により、水産動物の採捕を行う者は、かごの長さ、幅、高さ又は直径（五角形以上の多角形においては最大長径）が1メートルを超えるものを使用してはならない。

3 操業場所の制限

上記2の制限内の漁具であっても、さかなかご漁業により、水産動物の採捕を行う者は、次の各号に掲げる各漁業協同組合沿岸部での操業に限る。

(1) 共同漁業権を有する漁業協同組合の者については、所属漁業協同組合の共同漁業権区域内

(2) (1)以外の漁業協同組合の者については、隣接する漁業協同組合との合意に基づく場所

4 指示の有効期間

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで

水産業の持続的な発展等に向けた取組



水産課

次期「豊かな海づくりプラン」の策定

- 「新・大阪府豊かな海づくりプラン（H27～R6）」は、水産業振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画であり、今年度が最終年度。
- 水産業を取り巻く環境の変化や適切な水産資源の管理、水産業の持続的な発展に向け、施策の方向性と漁業者の特性に応じた振興策等を取りまとめた次期プラン（R7～R16）を今年度中に策定する。

現プラン

基本目標：「はま」が潤い、豊かな恵みを「まち」に届ける海づくり

	取組方向	主な取組
「はま」が潤う	①海や川の環境を豊かにする	大阪南部地域における藻場ブロックの設置など広域的な漁場整備
	②水産資源を豊かにする	ブランド化をめざしキジハタの種苗生産やヒラメ等の放流など栽培漁業の推進
	③漁業者の生活を豊かにする	未利用魚の加工品開発など6次産業化の推進
「まち」に届ける	④新鮮な魚介類を届ける	大阪産（もん）番組や出前講座等による「大阪うみ・かわ・さかな」の魅力発信
	⑤海や川の魅力を届ける	「魚庭（なにな）の海づくり大会」などイベントを活用した大阪漁業の発信
	⑥安全・安心を届ける	防潮堤の嵩上げ工事など地震、津波等に備えた漁港、海岸の整備

進捗状況

	現状（R4）	目標値
漁業所得	2,481千円	2,200千円
漁獲量	20,400t（※）	19,000t
青空市場集客数	33.3万人	50万人
大阪産魚介類の認知度	33%	60%

（※）多獲性魚：15,000t
多獲性魚以外：5,000t
海面養殖：400t

水産業を取り巻く環境の変化と課題

■全国的な状況変化と課題

- ・海業（*）の推進や資源管理の徹底など漁業法等の改正 ・底魚等の漁獲量の減少
- ・ブルーカーボン生態系としての藻場、干潟の重要性や社会的関心の高まり
- ・陸上養殖の増加 ・温暖化等による魚の分布と漁獲量の変化
- ・少子高齢化による漁業者（後継者）の減少 など

* 海業：海や漁港といった地域資源の価値や魅力を
活用して地域のにぎわいや所得と雇用を生み
出すことが期待される事業

■大阪府の状況

- ・大阪湾南部の栄養塩濃度低下による養殖藻類の色落や水産資源への影響
- ・大阪ブルー・オーシャン・ビジョンに基づく海洋プラスチックごみ削減への取組
- ・港ごとの漁獲量に大きな格差
- ・2025大阪・関西万博や第45回全国豊かな海づくり大阪大会などの大規模イベントの開催 など

〔漁業者の意見〕

- ・漁獲量が減少しているため、新たに海業などに取り組みたいがノウハウがない
- ・魚の加工処理などによる付加価値や魚の売り方の工夫が必要 など



※海業事例：体験漁業・牡蠣小屋

次期プランについて

■検討の視点など

- ① 水産業の振興 … 温暖化に適応した栽培漁業魚種の検討、遊休地や新技術を活用した養殖の推進
地域資源を活用した海業の推進 など
- ② 大阪湾の保全・再生 … 大阪湾におけるブルーカーボン生態系の再生・創出に向けた取組 など
- ③ 府民への恵みの提供 … 市場（マルシェ）や体験漁業等観光コンテンツとして漁業・漁港を活用 など
- ④ 安全安心 … 津波等に対応する防潮鉄扉の電動化及び遠隔監視化の検討 など

■スケジュール

- 令和6年9月 … 有識者・漁業者等意見聴取
- 12月～7年1月 … 素案作成
- 令和7年1月～2月 … パブリックコメント
- 3月 … 策定
- 4月 … 次期プラン開始